

## 第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成27年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、985件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件726件、仲裁事件1件、裁定事件249件（責任裁定事件158件、原因裁定事件91件）及び義務履行勧告事件6件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件723件、仲裁事件1件、裁定事件220件（責任裁定事件143件、原因裁定事件77件）及び義務履行勧告事件6件の計953件である（表1-2-1、付録1参照）。

平成27年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は16件で、これに前年度から繰り越された44件を加えた計60件が27年度に係属した。このうち、28件が27年度中に終結し、残り32件は翌年度に繰り越された。

平成27年度に受け付けた16件について、公害の種類別に見ると、大気汚染に関するものが4件、水質汚濁に関するものが1件、土壌汚染に関するものが0件、騒音に関するものが7件、振動に関するものが5件、地盤沈下に関するものが2件、悪臭に関するものが4件となっている（重複集計）。

また、同様に、申請人が個人であるか法人であるかを見ると、個人が15件、法人が1件となっている。

次に、申請の内容を被害の種類別に見ると、健康被害を訴えるものが11件、財産被害を訴えるものが8件、感覚的・心理的被害を訴えるものが8件となっている（重複集計）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰藉料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)参照）。

表1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成																			
元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
計	3	3		726	723		1	1		249 (91)	220 (77)		6	6			985	953	

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。  
 3 「裁定」の( )内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。  
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。  
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰籍料額等変更申請が平成27年度までに559件係属した(表1-2-4参照)。

## 第1節 平成27年度に係属した調停事件

平成27年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、1件であり、これに前年度から繰り越された2件を加えた計3件が27年度に係属し、これら3件は28年度に繰り越された。また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰藉料額等変更申請は、前年度から繰り越された2件に新たに受け付けた1件を加えた3件が27年度に係属し、これら3件は27年度に処理した。

### 1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

#### (1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等内容を求める調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-7参照）。（注）

申請は、昭和46年12月24日以降平成27年度末までに619件（患者数1,555人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰藉料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰藉料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

## (2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、平成27年度末までに53次にわたる調停を実施し、606件（患者数1,463人）について調停が成立した（表1-2-2）。

27年度中に新たに受け付けた申請は1件で、これに前年度から繰り越された1件を加えた計2件が27年度に係属し、これら2件は28年度に繰り越された（表1-2-5）。

## (3) 慰籍料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。」という条項がある（「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰籍料額等変更申請を、平成27年度末までに559件受け付け、559件処理した（表1-2-4）。27年度中に新たに受け付けた申請は1件で、これに前年度から繰り越された2件を加えた計3件が27年度に係属し、これら3件は27年度中に処理した（表1-2-6）。

## (4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰籍料等の金額が異なること、第3項及び第4項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰籍料等の金額が異なること、第5項（家族の慰籍料支払）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-7）。

[Bランク調停調書の例]

平成〇年（調）第〇号	調 停 調 書
（申請人の住所・氏名） 大阪市北区中之島三丁目3番23号	
被申請人 チッソ株式会社	
上記代表者代表取締役	（ 氏 名 ）
上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、平成〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において	
調停委員長	（ 氏 名 ）
調 停 委 員	（ 氏 名 ）
調 停 委 員	（ 氏 名 ）
列席し第1回調停期日を開いた。	
申 請 人	（ 氏 名 ）
被申請人代理人	（ 氏 名 ）各出頭
上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。	
申請人が調停を求めた事項	
申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったので、これに関する紛争の一切を早期円満に解決するため、妥当な賠償金の支払を含む適切な調停を求めるというにある。	
当委員会は、双方の主張、意見等を検討し、事実の調査をした上、申請人に対し、その精神的苦痛のほか、今後の治療費、過去及び将来の逸失利益、症状とその経過、年齢、職業、収入、その他諸般の事情を斟酌して、慰籍料の支払その他の給付をさせる調停案を作成し、	

調停を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。

申 請 人 ( 氏 名 ) 印

被申請人代理人 ( 氏 名 ) 印

平成〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 ( 氏 名 ) 印

調停委員 ( 氏 名 ) 印

調停委員 ( 氏 名 ) 印

公害等調整委員会事務局

審 査 官 ( 氏 名 ) 印

調 停 条 項

1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員の支払をすること。

(1) 申請人本人に対する慰藉料金1,700万円及びこれに対する昭和〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降平成〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については平成〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当することとし、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当することとし、前記元金及び遅延損害金の残額については、平成〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払うこと。

(2) 治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

(3) 介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

(4) 特別調整手当

平成〇年〇月〇日以降1月につき金9万5,000円の割合による額（平成28年3月現在）

その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払うこと。ただし、平成〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当するものとする。

(5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金55万8,000円（平成28年3月現在）

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払うこと。

2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、平成〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。

4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係

る差額を申請時から支払うものとする。

- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について、申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰藉料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰藉料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努めること。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行すること。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努めること。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表1-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

年度	区分	受付		終結		未済	
		件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和	46	4件	31人	0件	0人	4件	31人
	47	11	147	0	0(3)	15	175
	48	25	193	10(1)	106(1)	29	261
	49	8	28	21	172	16	117
	50	42	259	24	253(1)	34	122
	51	54	117	40	131(1)	48	107
	52	62	206	32(1)	86(1)	77	226
	53	41	112	71(8)	161(81)	39	96
	54	48	72	34	86(1)	53	81
	55	34	43	49	71	38	53
	56	43	49	33	48	48	54
	57	48	62	40	45	56	71
	58	42	54	45(1)	55(1)	52	69
	59	31	41	40	53	43	57
	60	31	39	38	49	36	47
	61	31	38	44	57	23	28
	62	21	21	28	33	16	16
	63	14	14	18	18	12	12
平成	元	5	5	12	12	5	5
	2	13	13	9	9	9	9
	3	2	2	10	10	1	1
	4	1	1	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1	1
	6	0	0	1	1	0	0
	7	0	0	0	0	0	0
	8	0	0	0	0	0	0
	9	0	0	0	0	0	0
	10	0	0	0	0	0	0
	11	0	0	0	0	0	0
	12	2	2	1	1	1	1
	13	0	0	1	1	0	0
	14	0	0	0	0	0	0
	15	0	0	0	0	0	0
	16	0	0	0	0	0	0
	17	0	0	0	0	0	0
	18	0	0	0	0	0	0
	19	1	1	1	1	0	0
	20	0	0	0	0	0	0
	21	0	0	0	0	0	0
	22	2	2	2	2	0	0
	23	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0
	26	1	1	0	0	1	1
	27	1	1	0	0	2	2
	計	619	1,555	606(11)	1,463(90)		

(注) ( )内は取下げ等の外数である。

表 1 - 2 - 3 年度別水俣病認定患者数

年度	区分	認定機関別認定患者数			
		合計	環境省	熊本県	鹿児島県
昭和31~	45	121 人	人	116 人	5 人
	46	60		58	2
	47	216		204	12
	48	358		292	66
	49	44		29	15
	50	161		146	15
	51	148		109	39
	52	240		196	44
	53	175		125	50
	54	143	1	115	27
	55	71	5	43	23
	56	77	3	54	20
	57	95	10	66	19
	58	68	1	45	22
	59	67	5	36	26
	60	54	0	29	25
	61	60	1	43	16
	62	40	3	15	22
	63	19	1	6	12
平成	元	13	1	1	11
	2	18	0	7	11
	3	4	1	0	3
	4	3	0	1	2
	5	1	0	1	0
	6	1	0	1	0
	7	3	0	3	0
	8	2	0	1	1
	9	0	0	0	0
	10	0	0	0	0
	11	2	0	1	1
	12	1	0	0	1
	13	0	0	0	0
	14	0	0	0	0
	15	0	0	0	0
	16	0	0	0	0
	17	0	0	0	0
	18	1	0	1	0
	19	2	0	2	0
	20	1	0	0	1
	21	2	0	2	0
	22	0	0	0	0
	23	2	0	2	0
	24	0	0	0	0
	25	3	0	3	0
	26	1	0	0	1
	27	3	0	2	1
	計	2,280	32	1,755	493

(注) 1 昭和31~45年度の期間は、昭和31年12月1日~46年3月31日である。  
 2 昭和31~45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。  
 (資料) 環境省、熊本県、鹿児島県調べ



表 1 - 2 - 4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰藉料額等  
変更申請の処理件数

年度	区分	受付	終結	未済
昭和	49	13件	0件	13件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
	62	22	34	17
平成	元	18	22	13
	2	14	15	12
	3	14	19	7
	4	18	13	12
	5	15	18	9
	6	21	17	13
	7	9	13	9
	8	11	11	9
	9	7	10	6
	10	10	10	6
	11	5	8	3
	12	7	5	5
	13	7	5	7
	14	2	7	2
	15	0	2	0
16	1	1	0	
17	4	0	4	
18	4	6	2	
19	9	8	3	
20	5	5	3	
21	2	3	2	
22	4	3	3	
23	3	3	3	
24	4	5	2	
25	2	2	2	
26	1	2	1	
27	2	1	2	
27	1	3	0	
計		559	559	

表 1-2-5 平成27年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件一覧

- (1) 申請人 水俣病認定患者又はその遺族
- (2) 被申請人 チッソ株式会社
- (3) 申請の趣旨 損害賠償
- (4) 紛争関係地 熊本県又は鹿児島県

事 件 番 号	申請人、 紛争関係地 の区分	申 請 受 付 年 月 日	患 者 数	終 結	
				年 月 日	区 分
27年（調）第1号	遺族、 鹿児島県	平成 27. 2. 4	1人		
28年（調）第6号	水俣病認定患者、 鹿児島県	平成 28. 3. 11	1人		
計 2 件（うち平成27年度受付1件）					

表 1-2-6 平成27年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の  
慰藉料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
59年（調）第15号	平成 26. 7. 30	平成 27. 12. 28
58年（調）第7号	27. 1. 19	27. 8. 12
50年（調）第28号	27. 7. 8	28. 3. 28
計 3 件（うち平成27年度受付1件）		計 3 件

表 1-2-7 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
1 慰藉料		1,800 万円	1,700 万円	1,600 万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金
2 治療費		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
3 介護手当		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同 上
4 特別調整手当					(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
	昭和 48.4.27~				
	49.5.31	6万 円/月	3万 円/月	2万 円/月	
	49.6.1~				
	50.5.31	7万 円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
	50.6.1~				
	51.5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万 円/月	
	51.6.1~				
	52.5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
	52.6.1~				
	53.5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
	53.6.1~				
	54.5.31	11万 円/月	5万6,000円/月	4万 円/月	
	54.6.1~				
	56.5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
	56.6.1~				
	58.5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
	58.6.1~				
	60.5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
	60.6.1~				
	62.5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
	62.6.1~				
	平成 元.5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
	元.6.1~				
	3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
	3.6.1~				
	5.5.31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万 円/月	
	5.6.1~				
	7.5.31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
	7.6.1~				
	9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
	9.6.1~				
	11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
	11.6.1~				
	13.5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	13.6.1~				
	15.5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	15.6.1~				
	17.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	17.6.1~				
	19.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	19.6.1~				
	21.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	21.6.1~				
	23.5.31	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
	23.6.1~				
	25.5.31	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	25.6.1~				
	27.5.31	17万 円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	27.6.1~				
	29.5.31	17万7,000円/月	9万5,000円/月	7万1,000円/月	

(注) 上記表中「(旧) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧) 特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備考
5 葬祭料		期 間		金 額	(1) 4の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給
	昭和49.5.31まで			20万 円	
	49.6.1～	50.5.31		23万3,000円	
	50.6.1～	51.5.31		28万3,000円	
	51.6.1～	52.5.31		31万3,000円	
	52.6.1～	53.5.31		33万9,000円	
	53.6.1～	54.5.31		36万4,000円	
	54.6.1～	56.5.31		37万5,000円	
	56.6.1～	58.5.31		42万2,000円	
	58.6.1～	60.5.31		44万1,000円	
	60.6.1～	62.5.31		46万3,000円	
	62.6.1～	平成 元.5.31		47万1,000円	
	平成 元.6.1～	3.5.31		47万4,000円	
	3.6.1～	5.5.31		50万8,000円	
	5.6.1～	7.5.31		53万3,000円	
	7.6.1～	9.5.31		54万3,000円	
	9.6.1～	11.5.31		54万5,000円	
	11.6.1～	13.5.31		55万7,000円	
	13.6.1～	15.5.31		55万4,000円	
	15.6.1～	17.5.31		54万6,000円	
17.6.1～	19.5.31		54万4,000円		
19.6.1～	21.5.31		54万2,000円		
21.6.1～	23.5.31		54万9,000円		
23.6.1～	25.5.31		54万3,000円		
25.6.1～	27.5.31		53万8,000円		
27.6.1～	29.5.31		55万8,000円		
6 症状の見直し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。			
7 近親者の慰籍料	配偶者等の慰籍料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に申請できる。		上記6により、金額の変更があったとき、左の申請ができる。		
8 申請人が水俣病により死亡したときの慰籍料	相続人等は、死亡者本人及び自己の慰籍料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。				
9 患者・家族の福祉対策	チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。				
10 公害防止対策	チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。				
11 調停手続費用	チッソ株式会社の負担				

## 2 徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件

(平成26年(調)第1号事件)

### (1) 事件の概要

本件は、まず、平成26年3月14日、徳島県徳島市の住民70人から、産業廃棄物再生処理業者、産業廃棄物排出事業者14社及び徳島県を相手方(被申請人)として、徳島県知事に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。件外産業廃棄物処理業者(既に経営者死亡により経営実態がない)により設置された産業廃棄物最終処分場(安定型)において、不法投棄等が繰り返された結果、本件処分場には管理型産業廃棄物、性状不明な廃棄物や汚泥が埋め立てられ、計画盛土高を超える標高となっており、環境ホルモン類の溶出が危惧されるなど、周辺的生活環境に重大な支障を生じるおそれがある。これらのことから、申請人らは、被申請人らに対し、共同して、①本件処分場等におけるボーリング調査(産業廃棄物の埋立状況、汚染の状況調査)、②本件処分場等の周辺における地下水分析等の継続的な調査、③周辺的生活環境の汚染を引き起こさないよう適切な措置を講じること、を求めるものである。

徳島県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、関係する香川県知事に対し連合審査会の設置について協議したが、協議が整わなかったため、同条第5項の規定により、平成26年3月31日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年4月3日に受け付けた。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、1回の現地調停期日を開催するとともに、廃棄物処分場分野全般に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 第2節 平成27年度に係属した裁定事件

---

平成27年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、15件であり、これらに前年度から繰り越された42件を加えた計57件が27年度に係属した。このうち28件が27年度に終結し、残り29件が28年度に繰り越された（表1-2-1）。

### 1 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件

（平成23年（ゲ）第9号事件）

#### (1) 事件の概要

平成23年11月29日、鹿児島県西之表市の住民13人から、土地開発会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが沿岸漁業を営んでいる馬毛島周辺の海域において、トコブシ、アサヒガニ等海産物の漁獲量が減少し、漁業被害を受けたのは、被申請人が施工している飛行場建設工事において森林伐採を行った結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、土砂流出と漁業被害に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めている。

### 2 野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件

（平成24年（ゲ）第3号事件・平成25年（ゲ）第5・6・7号事件）

#### (1) 事件の概要

平成24年3月7日、千葉県野田市の住民3人から、産業廃棄物処理業者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らがめまい、吐き気、舌のしびれ等の健康被害を受けたのは、被申請人が操業をする産業廃棄物処理施設の操業に伴って排出された化学物質によるものである、との原因裁定を求めたものである。

その後、平成25年3月11日、同市の住民20人から（平成25年（ゲ）第5号事件）、同年4月3日、同市の住民1人から（平成25年（ゲ）第6号事件）、同年6月4日、同市の住民1人から（平成25年（ゲ）第7号事件）、それぞれ同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年3月25日（平成25年（ゲ）第5号事件）、同年4月23日（平成25年（ゲ）第6号事件）、同年6月25日（平成25年（ゲ）第7号事件）、これらを許可した。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、当該施設から排出された化学物質と健康被害との因果関係に関する

専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成27年8月28日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

<p>公調委平成24年(ゲ)第3号 野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件 公調委平成25年(ゲ)第5号, 第6号, 第7号 野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定参加申立事件</p> <p style="text-align: center;">裁 定 (当事者省略) 主 文 申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。 事実及び理由</p> <p>第1 当事者の求める裁定 1 申請人ら 申請人らについて平成19年4月以降に生じた別紙「健康不調一覧表」記載の被害は、被申請人の管理に係る施設の操業に伴って排出された化学物質によるものであるとの原因裁定を求める。 2 被申請人 主文同旨</p> <p>第2 事案の概要 本件は、千葉県野田市に居住する申請人らが、被申請人の設置・管理する産業廃棄物焼却施設(以下「被申請人施設」という。)の操業により化学物質が排出され、それによって別紙健康不調一覧表記載の健康被害を受けているとして、これらの健康被害の原因が被申請人施設から排出された化学物質によるものである旨の裁定を求める事案である。 (以下省略)</p>
---

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

### 3 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第1号事件・平成25年(セ)第14・15・16号事件)

#### (1) 事件の概要

平成25年1月9日、大阪府大東市の住民14人から、金属加工会社を相手方(被申請人)として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害等は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計5,992万2,000円の支払を求めたものである。

その後、同年5月24日、同一原因による被害を主張する同市の住民3人から個別に参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年6月25日、これらを許可(平成25年(セ)第14・15・16号事件)した。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成25年1月29日、平成25年（ゲ）第1号事件を併合し、2回の審問期日（1回の現地期日を含む。）を開催するとともに、アルミ表面処理技術と金属表面処理工場の環境対策に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 4 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件

（平成25年（ゲ）第1号事件・平成25年（ゲ）第8・9・10号事件）

### (1) 事件の概要

平成25年1月9日、大阪府大東市の住民14人から、金属加工会社を相手方（被申請人）として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害等は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、同年5月24日、同一原因による被害を主張する同市の住民3人から個別に参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年6月25日、これらを許可（平成25年（ゲ）第8・9・10号事件）した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成25年1月29日、平成25年（セ）第1号事件に併合し、手続を進めている。

## 5 静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件

（平成25年（ゲ）第2・14号事件）

### (1) 事件の概要

平成25年2月14日、静岡県静岡市の住民1人から、静岡市を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が在住する町内の住民の発がん率の増加は、廃棄物処理業者が起こした火災事故で流出した多量の廃油、廃塗料による地下水の汚染を、被申請人が認識しながらもこれを放置したことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

その後、同年12月25日、同市の住民5人から、同内容の原因裁定を求める申請があり（平成25年（ゲ）第14号事件）、平成26年2月12日、これを併合して手続を進めることを決定した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、地下水に含まれる諸物質と申請人らの住んでいる地域における



がんの発症状況との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、平成27年10月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

<p>公調委平成25年(ゲ)第2号 静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件(以下「第1事件」という。)</p> <p>公調委平成25年(ゲ)第14号 静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件(以下「第2事件」という。)</p>	<p>裁 定 (当事者省略) 主 文 申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。 事実及び理由</p>
<p>第1 当事者の求める裁定</p> <p>1 申請人ら</p> <p>(1) 第1事件 第1事件申請人が居住する〇〇区□□の住民の発がん率の増加は、株式会社△△が起こした火災事故(消火剤1400ℓ使用)で流出した多量の廃油及び廃塗料により地下水が汚染されたにもかかわらず、被申請人がこれを認識しながら対策を講じることもなく放置したため、住民が汚染された井戸水を飲用するなどして摂取したことによるものである、との原因裁定を求める。</p> <p>(2) 第2事件 第2事件申請人らががんを発症したのは、株式会社△△が起こした火災事故(消火剤1400ℓ使用)で流出した多量の廃油及び廃塗料により地下水が汚染され、第2事件申請人らが汚染された井戸水を飲用するなどして摂取したことについて、被申請人がこれを認識しながら対策を講じることもなく放置したことによるものである、との原因裁定を求める。</p> <p>2 被申請人</p> <p>(1) 本案前の答弁(第1事件について) 第1事件申請人の裁定申請を却下する。</p> <p>(2) 本案の答弁 主文同旨</p> <p>第2 事案の概要 本件は、静岡市〇〇区□□(以下「□□地区」という。)に居住する申請人らが、産業廃棄物処理業者である株式会社△△(以下「△△」という。)が起こした廃棄物処理施設の火災事故で流出した多量の廃油及び廃塗料によって地下水の汚染が生じたにもかかわらず、被申請人において対策を講じることもなくこれを放置したため、その地下水を井戸として利用している□□地区の住民が汚染された井戸水を飲用するなどして摂取したことにより発がん率が増加し、第1事件申請人が発がんのリスクを負うという精神的苦痛を受けたとして、また、第2事件申請人らががんを発症したとして、それぞれ原因裁定を求める事案である。 (以下省略)</p>	

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

## 6 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件 (平成25年(ゲ)第4号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年2月22日、東京都千代田区の石油会社から、同社給油所跡地近傍地の所有者3人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が行っていた給油所における事業活動及び給油所の解体工事と、被申請人ら土地の土壌汚染及び地下水の水質汚濁との因果関係は存しない、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被申請人らの各土地の汚染と申請人の事業活動等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 7 大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件

（平成25年（セ）第8号事件、）

### (1) 事件の概要

平成25年4月11日、宮城県大崎市に居住していた住民2人から、電子部品製造会社2社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人ら工場の排気のために、工場周辺に居住していた申請人らは全身の皮膚炎、頭痛、吐き気等の健康被害を受け、また、避難のために転居を余儀なくされたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計8,828万5,516円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、当該工場の排気と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めている。

## 8 浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

（平成25年（セ）第11号事件・平成28年（調）第4号事件）

### (1) 事件の概要

平成25年5月2日、千葉県浦安市の住民3人から、マンション建築主2人、建築設計会社及び建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが行ったマンション建設工事により、周辺では地盤沈下が生じ、申請人ら建物は工事現場側に向かって傾き、床と壁の間に隙間が生じるなど、様々な被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1,481万1,881円等の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を

開催するとともに、マンション建設工事における水抜き作業や矢板の引き抜きと地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成28年2月23日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成28年（調）第4号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年3月4日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 9 泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件

（平成25年（ゲ）第11号事件）

### （1）事件の概要

平成25年7月2日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。兵庫県姫路市のアスファルト等加工会社（原告）が設けている大阪府泉大津市所在の営業所の隣地で発生した、石油会社A（被告A）が設置していた送油ポンプからの油の漏洩、又は（及び）、石油会社B（被告B）が設置していた油槽所からの油の漏洩と、原告土地の土壌汚染との因果関係の有無について、原因裁定を求めるものである。

### （2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、原告所有地の土壌汚染と被告2社がそれぞれ起こした油の漏洩事故との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 10 湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件

（平成25年（ゲ）第12号事件）

### （1）事件の概要

平成25年7月17日、滋賀県湖南市の陸運会社から、鑄鉄等加工会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の倉庫の屋根がザラザラになり、屋根の内側のひさしの上部が著しくさび、またテントに穴が開いたのは、被申請人の工場から飛散する鉄粉によるものである、との原因裁定を求めるものである。

### （2）事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、被申請人の工場から飛散したものと倉庫の屋根等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 11 千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第17号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年7月18日、千葉県千葉市の住民1人から、鉄道会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、近隣の電気機関車の車庫への入出庫時に発生する騒音及び振動によって、会話の聞き取り等に不自由を感じ、また、居住家屋に揺れ・きしみが生じ、精神的苦痛を受け、壁にひび割れが生じる等の被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金461万円の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成27年5月29日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年(セ)第17号 千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 裁 定 (当事者省略) 主 文 申請人の本件裁定申請を棄却する。 事実及び理由
第1 当事者の求める裁定 1 申請人 被申請人は、申請人に対し、金461万円を支払え。 2 被申請人 主文同旨
第2 事案の概要 本件は、申請人が、貨物鉄道事業を営む被申請人の機関区における電気機関車の入出庫時に発生する騒音・振動により、生活妨害等を受け、騒音・振動を軽減するために申請人宅を建て替えたとして、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料、申請人宅の建て替えに係る解体費用及び建て替え前の申請人宅時価相当額の支払を求める事案である。 (以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

## 12 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第18号事件・平成27年(調)第3号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年7月25日、千葉県木更津市の賃貸用建物家主4人から、飲食店経営者等5人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らの店舗は、カラオケ騒音及び店舗外での客の騒擾等により、周辺住民に多大な迷惑をかけている。申請人Aは、店舗近隣の賃貸用建物の家主として不法行為の仲裁に追われ、まともな休日をとれず、不安抑うつ状態になり、生活に支障を来し、肉体的・精神的・金銭的苦痛を受けている。また、申請人ら所有賃貸用建物も、退去者が出るなどの被害を受けており、空室期間の財産的損害と精神的苦痛を受けている。これを慰謝するため、申請人らは、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し1,500万円、Bに対し400万円、Cに対し200万円、Dに対し270万円の損害賠償金の支払を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成27年5月12日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成27年（調）第3号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年5月29日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

### 13 鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

（平成25年（セ）第21号事件）

#### (1) 事件の概要

平成25年9月13日、神奈川県鎌倉市の住民2人から、ドッグスクール経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、申請人ら宅の隣接地にドッグスクールを開校し、犬の鳴き声やトレーナーの大声による騒音及び悪臭を発生させている。この騒音により、申請人Aは不安、不眠、食欲低下等の健康被害を受け、申請人らは避難のための転居を余儀なくされ、また、ドッグスクールの存在による申請人ら宅の不動産価格の下落等の損害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1,082万800円の支払を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、騒音評価に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査、申請人本人及び被申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めている。

### 14 台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

（平成25年（セ）第23号事件・平成28年（調）第2号事件）

### (1) 事件の概要

平成25年10月21日、東京都台東区の宗教法人から、建設会社及び鉄道会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工したビル建設工事により、申請人の住所地に不同沈下が発生し、本堂玄関前の床コンクリートに亀裂、本堂に柱の傾き等の被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金1,113万2,999円等の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、ビル建設前の既設建物の基礎杭引抜き工事やビル建設時の掘削による地下水くみ上げと地盤沈下被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成28年2月9日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成28年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年2月25日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 15 中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

（平成25年（セ）第24号事件）

### (1) 事件の概要

平成25年10月28日、埼玉県越谷市の不動産会社から、建設会社及び不動産会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工した既存ビルの解体工事による振動、解体後の新築ビル基礎工事のための掘削工事及びその際の地下水くみ上げにより、申請人所有の賃貸ビルに沈下、傾斜等の被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金7,140万円の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、建築構造に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成27年12月16日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年（セ）第24号 中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件 裁 定 （当事者省略） 主 文 申請人の本件裁定申請をいずれも棄却する。 事実及び理由
--

## 第1 当事者の求める裁定

## 1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して7140万円を支払え。

## 2 被申請人ら

主文同旨

## 第2 事案の概要等

## 1 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人Aの施工した被申請人Bを注文主とするビル解体・新築工事により、申請人所有建物が沈下・傾斜する被害が発生したと主張し、被申請人Aに対しては民法709条により、被申請人Bに対しては民法716条ただし書により、損害賠償として、建物補修費用相当額7140万円の連帯支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

## 16 高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成25年(ゲ)第13号事件)

## (1) 事件の概要

平成25年11月7日、滋賀県高島市の住民1人から、国(代表者国土交通大臣)を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅の土地の地盤が沈下し、建物の傾斜が発生したのは、被申請人が設置した散水融雪設備の稼働によるものである、との原因裁定を求めたものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、散水融雪設備の稼働と地盤沈下被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、平成27年5月14日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

## 17 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第26号事件)

## (1) 事件の概要

平成25年12月26日、千葉県市川市の住民14人から、食品会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人工場のパン焼き釜等の機械の稼働、物品の搬出入により、申請人らには、騒音、振動、悪臭等による不快感、睡眠障害等の健康被害が生じているとして、被申請人に対し、申請人Aに対し3,000万円、他13人に対しそれぞれ1,000万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受

理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、臭気及び騒音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 18 香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成26年1月7日、高知県高知市等の住民3人から、国(代表者国土交通大臣)及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人会社が施工した歩道工事に伴う振動により、申請人ら所有の家屋の壁・基礎等に亀裂が発生し、トイレも漏水して使用できなくなり、申請人Aは、仕事引退後、この家屋に移り住む予定だったが、できないでいる。公共事業の施工に伴う建物等の損傷であるので、定められた調査をするよう被申請人国に申し出たが、拒否されている。このため、申請人らは、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し4,000万円、他2人に対しそれぞれ1,000万円の損害賠償金の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、高知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、環境振動に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、平成28年1月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成26年(セ)第1号 香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件 裁 定 (当事者省略) 主 文 申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。 事実及び理由
第1 当事者の求める裁定 1 申請人ら 被申請人らは、連帯して、申請人aに対し、金4000万円、申請人bに対し、金1000万円、申請人cに対し、金1000万円を支払え。 2 被申請人ら 主文同旨
第2 事案の概要 本件は、申請人らが、被申請人国の発注した道路工事からの振動により申請人ら所有の別紙物件目録記載の建物(以下「本件建物」という。)が損傷したとして、当該工事を施工した被申請人d工業株式会社(以下「被申請人d」という。)及び被申請人国に対し、連帯して、損害額合計6000万円(本件建物の損傷についての損害額合計5000万円及び慰謝料1000万円)について、申請人aにおいて4000万円、申請人bにおいて1000万円、申請人cにおいて1000万円の損害賠償の支払を求める事案である。 (以下省略)



(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ  
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

## 19 座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第3号事件)

### (1) 事件の概要

平成26年2月6日、神奈川県座間市の住民2人から、金属加工会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の工場は、平日午前7時前頃から午後9時過ぎ頃まで、さらに、土曜、日曜、祭日も作業をし、工場内の機械から騒音、振動を発生させている。これにより、申請人らは、精神的、肉体的苦痛を受けており、また、騒音、振動対策のための防音フェンスや二重サッシの設置等の費用が必要であるとして、被申請人に対し、申請人Aに対し349万9,000円、申請人Bに対し100万円の損害賠償金の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成27年5月29日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

<p>公調委平成26年(セ)第3号座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件</p> <p style="text-align: center;">裁 定 (当事者省略) 主 文 申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。 事実及び理由</p> <p>第1 当事者の求める裁定</p> <p>1 申請人ら</p> <p>(1) 被申請人は、申請人aに対し、金349万9000円を支払え。</p> <p>(2) 被申請人は、申請人bに対し、金100万円を支払え。</p> <p>2 被申請人 主文同旨</p> <p>第2 事案の概要</p> <p>本件は、申請人らが、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、被申請人の工場からの騒音・振動により申請人らが精神的肉体的苦痛を被ったとして各100万円の慰謝料の支払を求めるとともに、申請人aが、被申請人に対し、騒音・振動の対策に必要な費用として249万9000円の支払を求める事案である。</p> <p>(以下省略)</p>
--

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ  
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

## 20 長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(平成26年(ゲ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成26年5月9日、長野県長野市の住民1名から、建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅及び申請人宅土地上の土留壁・ブロック塀の損傷は、被申請人が事業活動地において実施した建物解体工事によって生じたものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成26年8月26日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の26第2項の規定に基づき、裁定手続を中止した。

## 21 横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成26年(ゲ)第2号事件)

### (1) 事件の概要

平成26年7月4日、神奈川県横浜市の住民2名から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている不眠症及び目まい症等の健康被害は、被申請人が自らの所有する土地に設置した給湯機から発生する騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の進行協議期日を開催するとともに、給湯機から発生する騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

## 22 沼津市における工場からの悪臭等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第7号事件・平成27年(調)第5号事件)

### (1) 事件の概要

平成26年8月26日、静岡県沼津市の住民1名から、自動車修理加工会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人工場では、洗浄及び廃油処理スペースで洗車や部品洗浄等の作業及び廃油処理を行っており、作業中、ディーゼルエンジンに由来する排気ガス・粉じん・悪臭・騒音等が発生し、これにより、申請人は、精神的苦痛を受けるとともに、申請人宅のベランダの屋根、ガレージのシャッター及び二重窓の設置や建物外観及び内部の清掃などの対策費用を支出したなどとして、被申請

人に対し、損害賠償金250万1,100円の支払を求めたものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成27年10月13日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成27年（調）第5号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年11月2日、第1回現地調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

## 23 水戸市における建物解体工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

（平成26年（セ）第8号事件・平成28年（調）第3号事件）

### (1) 事件の概要

平成26年9月5日、茨城県水戸市の医薬品販売会社及び住民1人から建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、申請人法人所有の本件ビルに隣接したビルの解体工事を実施したところ、同工事の振動により、本件ビルが損傷し、また、申請人個人が精神的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、申請人法人が524万2,653円、申請人個人が200万円の損害賠償金の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成28年2月23日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成28年（調）第3号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年3月11日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

## 24 横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件

（平成26年（セ）第9号事件）

### (1) 事件の概要

平成26年9月11日、神奈川県横浜市の住民1人から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、工事用仮橋（ゲート）建設、宅地造成工事及びマンション建設工事に伴う掘削機・重機の使用、杭打ち、最大90台/日に及ぶ大型工事用車両の通行等により、激しい振動、騒音、土埃の粉塵、悪臭を発生させている。特に、振動と騒音は、精神的・肉体的に許容範囲を超えるほど激しく、申請人は、精神的・肉体的苦痛等を受けた。

申請人は、工事開始前に市長に対し、紛争調整申出を行い、車両制限を要請したが、不調に終わり、また、工事開始後も被申請人及び市に対し、苦情を申し立てたが、改善されなかった。その後も、被申請人等と話し合いを行ったが、補償は拒否され、さらには、弁護士を代理人として交渉したが、改善されなかった。このため、建物補修費用、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金356万5円の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

### 25 田原市における風力発電施設による騒音被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第11号事件)

#### (1) 事件の概要

平成26年9月26日、愛知県田原市の住民1人から発電事業会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する著しい騒音により、申請人は、睡眠不足に悩まされ、ホテルへの避難や二重サッシの設置及びアパートを借りるなど精神的・肉体的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金500万円等の支払を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成26年12月15日、公害紛争処理法第42条の26第2項の規定に基づき、裁定手続を中止するとの決定を行った。

その後、平成27年6月4日、申請人から申請を取り下げの旨の申出があり、本事件は終了した。

### 26 稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件

(平成26年(ゲ)第3号事件)

#### (1) 事件の概要

平成26年10月23日、東京都稲城市の住民1名から、レジャー施設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する温泉施設の設備から低周波音・騒音・振動が発生・拡散したことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、温泉施設の設備から発生・拡散した騒音・振動等と健康被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めたが、平成27年7月3日、申

請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

## 27 行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第13号事件・平成28年(調)第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成26年11月4日、茨城県行方市の住民1人から、自動車部品製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人工場は、工場内排水を多量に町道側へ放流していた。申請人は飲料水として井戸水を利用していたが、被申請人工場に係る排水が地下水に浸透し、井戸水が飲用できないことが判明した。井戸水に発ガン性物質が含まれていることを知ってから、スーパーで飲料水を購入しており、申請人長女はアパートに転居しているほか、申請人妻もアパートを借りた。また、それ以外にも申請人はガン手術を行ったなど肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金1,000万円の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成28年1月12日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成28年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年1月18日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 28 江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件

(平成26年(ゲ)第4号事件)

### (1) 事件の概要

平成26年11月6日、東京都江東区の住民15名から、運送会社及び建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の目、喉、皮膚などに生じた健康被害は、被申請人らが自社のトラックターミナル棟及び社宅棟の建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 29 南城市における道路工事からの騒音・振動による財産被害原因裁定申請事件

(平成26年(ゲ)第5号事件)

### (1) 事件の概要

平成26年11月7日、沖縄県南城市の住民1名から、建設会社及び国(代表者国土交通大臣)を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の養鶏場で発生した鶏の健康被害(死亡、うつ状態)、異常行動(イライラ、痒み、過食、パニック、逃避、産卵減少)は、被申請人らの工事現場から発せられた騒音や振動によるものである、との原因裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、沖縄県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成28年3月29日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成26年(ゲ)第5号 南城市における道路工事からの騒音・振動による財産被害原因裁定申請事件
裁 定 (当事者省略)
主 文 申請人の本件裁定申請を棄却する。 事実及び理由
第1 当事者の求める裁定
1 申請人 申請人の養鶏場で発生した鶏の健康被害(死亡、うつ状態)、異常行動(イライラ、かゆみ、過食、パニック、逃避、産卵減少)は、被申請人らの工事現場から発せられた騒音・振動によるものである、との裁定を求める。
2 被申請人ら 主文同旨
第2 事案の概要 本件は、養鶏業を営む申請人が、申請人の所有する養鶏場に隣接する国道工事の発注者である被申請人国及びその施工業者である被申請人株式会社a(以下「被申請人a」という。)に対し、申請人の飼育している鶏に発生した健康被害(死亡、うつ状態)や異常行動(イライラ、かゆみ、過食、パニック、逃避、産卵減少)の原因が上記工事の騒音及び振動によるものであると主張して、その旨の原因裁定を求める事案である。 (以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終了した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

### 30 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第14号事件)

#### (1) 事件の概要

平成26年11月27日、鹿児島県西之表市の住民10人から土地開発会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが沿岸漁業を営んでいる馬毛島周辺の海域において、トコブシ、アサヒガニ等海産物の漁獲量が減少したのは、被申請人が施工している飛行場建設工事において森林の伐採抜根を行ったことに加え、工事中止後も十分な泥水流出の防止策を講じなかった結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことによるものであるとして、被申請人に対し、申請人各自に損害賠償金100万円の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 31 戸田市における工場からの大気汚染・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

(平成27年(セ)第1号事件・平成27年(調)第4号事件)

#### (1) 事件の概要

平成27年1月6日、東京都練馬区の運送会社及び住民1人から金属加工会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、申請人法人所有の倉庫に隣接した工場において、操業に伴い発する硫化水素を処理することなく排出し、大気汚染及び悪臭を発生させている。これにより、申請人個人は、頭痛やのどの痛みを発症し、精神的・肉体的苦痛を受けるとともに、申請人法人は腐食した面格子や冷房機の室外機の交換費用を支出したなどとして、被申請人に対し、申請人法人が160万8,000円、申請人個人が384万円の損害賠償金の支払を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成27年6月23日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成27年(調)第4号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年7月7日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

32 神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件  
(平成27年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成27年1月13日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、横浜地方裁判所小田原支部から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。神奈川県清川村住民2人(原告ら)が所有する建物に生じた傾き、クラック等の被害は、建設会社(被告a)が清川村(被告b)から請け負って行った各村道改修工事に伴う地盤沈下及び振動によるものであるかについて、原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、被告参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成28年1月26日、下記のとおり裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成27年(ゲ)第1号 神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件 裁 定 (当事者省略) 主 文 別紙1物件目録記載2の建物に別紙2記載の被害が生じたのは、 別紙3記載の工事が実施されたことによるものとはいえない。 事実及び理由 第1 嘱託事項 別紙1物件目録記載2の建物(以下「本件建物」という。)に別紙2記載の被害(以下「本件各被害」という。)が生じたのは、別紙3記載の工事(原告らが原因と主張する工事等である。以下単に「本件工事」という。)が実施されたことによるものであるか。 第2 事案の概要等 原告らは、本件建物及び別紙1物件目録記載1の土地(以下「本件土地」という。)付近において、被告清川村(以下「被告村」という。)が発注し、被告株式会社a(以下「被告a」という。)が施工した村道拡幅工事及びそれに伴う付帯工事が行われたところ、本件工事により振動や地盤沈下が発生し、これらによって原告らが所有する本件建物に損傷等が発生したと主張して、横浜地方裁判所小田原支部に対し、平成25年2月22日、被告らに対して合計3644万2500円の損害賠償を求める訴訟(同支部平成25年(ワ)第82号。)を提起した。 本件は、同支部から公害等調整委員会に対し、平成27年1月13日、本件工事と本件各被害との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法42条の32第1項に基づく原因裁定の嘱託がなされたものである。 (以下省略)
---

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

33 郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件  
(公調委平成27年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要



平成27年4月13日、福島県郡山市の住民1名から、コンビニエンスストア経営会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じている頭重感や目眩などの肉体的苦痛及びふさぎこみや気力が湧かないなどの精神的苦痛は、被申請人が経営する店舗に設置している空調用室外機と冷凍用室外機から発生している低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、空調用室外機及び冷凍用室外機から発生している騒音（低周波音）と人間の健康への影響との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

### 34 横浜市における鉄道騒音による財産被害責任裁定申請事件

（公調委平成27年（セ）第2号事件）

#### (1) 事件の概要

平成27年5月28日、神奈川県横浜市の不動産賃貸管理会社から鉄道事業会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、自ら賃貸及び管理業務を行っている店舗共同住宅の居住者から、被申請人が営業する鉄道騒音により会話や安眠等の日常生活が妨げられるとの苦情を度々受け、居住者との信頼関係を大きく損なった。また、近隣共同住宅の家賃と比較して家賃を安くしても仲介業者は募集をためらい、長期間、未入居状態が続き、申請人の財務状況は悪化した。このため、過去3期分の入居状況及び空家による未収入による損失額として、被申請人に対し、損害賠償金130万3,000円の支払を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成27年12月21日、本件申請を一部却下、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成27年（セ）第2号

横浜市における鉄道騒音による財産被害責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

- 1 申請人の鉄道騒音の防止対策を求める裁定申請を却下する。
- 2 申請人のその余の請求に係る裁定申請を棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

- (1) 被申請人は、申請人に対し、鉄道騒音の防止対策を行え。
- (2) 被申請人は、申請人に対し、130万3000円を支払え。

2 被申請人

主文同旨  
第2 事案の概要

本件は、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）を所有して貸室業を営んでいる申請人が、被申請人の運行管理する鉄道の列車が本件建物の近傍の線路を走行する際に発生させる鉄道騒音（以下「本件騒音」という。）により、本件建物に空室が発生する被害を受けているとして、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、130万3000円の支払等を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

### 35 春日部市における悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成27年(ゲ)第3・6号事件)

#### (1) 事件の概要

平成27年7月7日、埼玉県春日部市の住民1人から、近隣住民1人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じている睡眠障害、味覚の変化及び鼻の痛みは、被申請人が経営するクリーニング店のボイラー・作業場から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

その後、同年11月5日、同申請人から、別の近隣住民1人を相手方(被申請人)として同内容の原因裁定を求める申請があり(平成27年(ゲ)第6号事件)、同年11月10日、これを併合して手続を進めることを決定し、同年12月9日、申請人から平成27年(ゲ)第3号事件についての申請を取り下げる旨の申出があった。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成28年3月25日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成27年(ゲ)第6号

春日部市における悪臭による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事実及び理由

#### 第1 当事者の求める裁定

##### 1 申請人

申請人が睡眠障害、味覚の変化、鼻の痛みを発症したのは、被申請人の営むクリーニング店から排出される化学物質によるものである、との裁定を求める。

##### 2 被申請人

主文同旨

#### 第2 事案の概要

本件は、申請人が、睡眠障害、味覚の変化、鼻の痛みといった健康被害を被った原因が被申請人の営むクリーニング店から排出される化学物質によるものであると主張して、そ

の旨の原因裁定を求める事案である。  
(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ  
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

### 36 新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第3号事件)

#### (1) 事件の概要

平成27年8月10日、東京都新宿区の住民2人から、不動産会社及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に近接したビル解体工事から発生する騒音・振動により、申請人Aは、ゆっくり休むことができず、神経的に不安を感じているとともに、自ら経営している茶席の貸し出しができないでいるほか、振動による茶席及び工房に壁のひび割れや屋根瓦の緩みが生じ、申請人Bは、高齢で持病があり、寝室で休んでいるが、十分に休むことができないなど、営業損失及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1,365万円の支払を求めらるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

### 37 世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件

(公調委平成27年(ゲ)第4号事件)

#### (1) 事件の概要

平成27年8月20日、東京都世田谷区の住民1人から、飲食店経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の身体に付いた油、申請人宅の油汚れ及び室内に流入・滞留する油煙、並びに空気がチクチクする等の被害は、被申請人が経営する飲食店から発生した油、油煙及び油煙に含まれている油の微粒子を強制排気し、拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

### 38 荒川区における建築工事からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第4号事件・平成28年(調)第5号事件)

#### (1) 事件の概要

平成27年9月8日、東京都荒川区の住民2人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人2名が、申請人宅隣地における新築マンション建設工事から発生する騒音・振動により睡眠不足となったほか、申請人Aは、ストレスによりうつ病に罹患し、申請人Bは、ストレスと睡眠不足により持病が悪化し働けなくなるなどの精神的苦痛及び健康被害を受けたと主張して、被申請人に対し、損害賠償金500万円の支払を求めたものである。

その後、平成27年12月16日、申請の趣旨変更の申立てがあった(請求金額は、申請人Aにつき233万7,700円、申請人Bにつき82万1,000円に減縮)。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成28年2月26日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成28年(調)第5号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年3月4日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

### 39 港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(公調委平成27年(ゲ)第5号事件)

#### (1) 事件の概要

平成27年10月9日、東京都港区のマンション管理組合から、建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の管理する敷地内通路の地盤陥没被害は、被申請人が行った建設工事における基礎杭頭処理と既存杭破碎のための削岩機による破碎工事によるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 40 船橋市における騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第5号事件)

#### (1) 事件の概要

平成27年10月20日、千葉県船橋市の住民1人から、近隣住民3人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らは、昭和54年より申請人宅西側に位置

する地続きの畑において、トラクタを稼働させ畑作農業を行ったことにより、騒音及び振動が発生し、申請人宅外壁並びに住宅内外の器物及び建造物が損壊するなどしたほか、申請人は、呼吸器等に障害を発症したとして、申請人宅の改造費用及び身体症状の回復費用として3億277万2,012円の損害賠償金を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、責任裁定をすることが相当でないと認められることから、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を平成27年12月9日付けで行い、本事件は終結した。

### 41 墨田区における建設工事からの地盤沈下等による財産被害責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第6号事件)

#### (1) 事件の概要

平成27年10月30日、東京都墨田区の金属加工会社及び住民3人から、素材加工会社、建設会社及び建設解体会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人A及びBは、本件建物の2階に居住し、申請人Cとともに、本件建物の1階にある金属加工会社で金属加工業を営んでいる。被申請人らが発注・施工した既存ビル解体工事の際に、隣接する申請人らの住所地との土地境界付近の土留め工事を行わなかったことにより、本件建物に不同沈下の被害が生じたなどとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金の支払等を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成27年11月30日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

### 42 宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第7号事件)

#### (1) 事件の概要

平成27年11月4日、兵庫県宝塚市の住民2人から、研究施設を運営する公益財団法人及び学校法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、申請人ら宅に近接している研究施設から排出される化学物質により、申請人Aは、鼻・目の痛み、吐き気等、申請人Bは、鼻・目・喉などの痛み、頭痛、吐き気、呼吸困難等の健康被害が生じたほか、防毒マスクをつけて過ごすことを余儀なくされるなどの肉体的・精神的苦痛を受けたとして、研究施設を運営する被申請人ほか1名に対し、連帯して、申請人Aに対し1,000万円、申請人Bに対し1,500万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

#### 43 台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第8号事件)

##### (1) 事件の概要

平成27年12月9日、東京都台東区の住民2人から、近隣住民(本件建物所有者)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人らの所有する本件建物の2階の一室を賃借し、居住している。被申請人らが、本件建物の1階倉庫に業務用冷凍庫の設置工事を行った直後から、機械の稼働音のような重低音が申請人ら宅内に響くようになり、申請人らには不眠、耳鳴り、不安抑うつ感等の症状が出るなど、著しい精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人各自に損害賠償金242万円等の支払を求めるものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 44 大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第9号事件)

##### (1) 事件の概要

平成27年12月21日、東京都大田区の住民2人から、食品加工販売会社及び近隣住民1人(同経営者)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らは、申請人ら宅に隣接したコーヒーばい煎作業場において、コーヒー豆のかすや油かすなどの粉じんを排出し、焦げ臭い悪臭、騒音、振動を発生させている。これにより、申請人ら宅の外壁、屋根、ベランダ等には、粉じんの飛散、油分等の付着が見られ、粉じんが飛散しているときは洗濯や窓を開けることができないなど、種々の生活被害を受けているほか、申請人Bは、悪臭等及び被申請人らとの交渉による不安やストレスのため、不安神経症、不眠症等を発症するなど、精神的・肉体的苦痛を受けるとともに、申請人ら宅の外装メンテナンス工事費用等を支出したなどとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し93万7,750円、申請人Bに対し85万7,076円の損害賠償金の支払を求めるものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 45 知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第10号事件)

##### (1) 事件の概要

平成27年12月25日、愛知県知多市の住民1人から、船舶等製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、その所有する車両を、被申請人の事業所と隣接する申請人の勤務地内にある駐車場に駐車していたところ、被申請人の事業所の

操業によって、細かい白色の塗料のようなものが飛散してきて、申請人の所有する車両に多数付着したとして、修理費用等63万7,013円の損害賠償金等の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 46 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件 (公調委平成28年(セ)第1号事件)

#### (1) 事件の概要

平成28年2月16日、千葉県成田市の住民4人から、コンビニエンスストアのフランチャイザー及び経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、近接するコンビニエンスストアの屋外に設置された業務用エアコンの室外機等から発生する騒音・低周波音や駐車場等からの騒音等により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなど、精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人各自に損害賠償金440万円の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。